【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

**第十七条の六**　令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一　公告をする者の商号又は名称

二　公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地

三　電子公告による公告をすることができない理由

四　電子公告に代えて公告する方法

２　令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　金融庁長官が指定する方法

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

**第十七条の六**　令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一　公告をする者の商号又は名称

二　公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地

三　電子公告による公告をすることができない理由

四　電子公告に代えて公告する方法

２　令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　金融庁長官が指定する方法

（改正前）

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

**第十七条の三**　令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一　公告をする者の商号又は名称

二　公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地

三　電子公告による公告をすることができない理由

四　電子公告に代えて公告する方法

２　令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　金融庁長官が指定する方法

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

**第十七条の三**　令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一　公告をする者の商号又は名称

二　公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地

三　電子公告による公告をすることができない理由

四　電子公告に代えて公告する方法

２　令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　金融庁長官が指定する方法

（改正前）

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

**第十七条の三**　令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一　公告をする者の商号又は名称

二　公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地

三　電子公告による公告をすることができない理由

四　電子公告に代えて公告する方法

２　令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　金融庁長官が指定する方法

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】

（改正後）

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

**第十七条の三**　令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一　公告をする者の商号又は名称

二　公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地

三　電子公告による公告をすることができない理由

四　電子公告に代えて公告する方法

２　令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　金融庁長官が指定する方法

（改正前）

（新設）